表 面 12cm 第 栄 養 号 指 導 所 員 写 属 \mathcal{O} 庁 証 真 $8\,\mathrm{cm}$ 令和 年 月 氏 (使用期間一年) 生年月日 日 名 行

様式第二号(第十条関係)

は次のとおりである。 この証票を携帯する者は 健康増進法により栄養指導員の職務を行う者で、 その関係条文

健康増進法抜粋

(栄養指導員)

面

第十九条 務については、栄養指導に係るものに限る。)を行う者として、 ずるものとする。 格を有する都道府県、 都道府県知事は、 保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命 前条第一項に規定する業務(同項第一号及び第三号に掲げる業 医師又は管理栄養士の資

(立入検査等)

裏

第二十四条 は帳簿、 その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、 確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、 書類その他の物件を検査させ、 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を 若しくは関係者に質問させることができる。 業務の状況若しく

前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯 関係者に提示 しなけ ればならない。

2

写真面及び指導員の証面には、 所属庁の庁印を押すものとする。